令和５年度
第３回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和５年度第３回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年６月３０日（金）　１６時２７分開会
　　１７時０４分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１７名　欠席委員３名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	欠席	
１５番	黒澤譲治	欠席	
１６番	藤田勝久	出席	議事録署名委員
１７番	中村由美子	出席	議事録署名委員
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	上田創一
企画振興係長	小野美幸
農地係長	小川宏明
農地係主任	福士憲二
農地係主任	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第２号　専決処分の報告について(現況証明願)
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第 2 号　農地法第 5 条に規定による許可申請について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻前ですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和 5 年度第 3 回農業委員会総会を開催いたします。

本日は 5 番、平岡博委員、14 番、平岡日出男委員、15 番、黒澤委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 17 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶がございます。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆さんお疲れ様です。本日もスムーズな議事進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから会議を始めます。（16：27）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、16 番、藤田委員、17 番、中村委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和 5 年度第 2 回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（16：27）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書１ページをお開きください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。
なお、解約のあった土地につきましては、後ほど、賃貸借の面積を変更した上で、議案第 1 号において農地法第 3 条に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（現況証明願）】

議　　長　　次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号についてご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください。
現況証明の願出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理

要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の1ページから5ページに、報告第2号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
土地の所在等は議案書2ページのとおりです。
初めに、整理番号3、土地の区分は市街化区域であるため事務局職員において本年5月26日に現地確認を行っております。
当該地は青葉〇〇〇〇の住宅地に位置しており、市街化区域内であります。以前から住宅の庭として利用されており、長年、農地利用はされていなかったと伺っております。
今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。
調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、住宅の庭として利用されているほか、雑木も生い茂っており、農地としての復元性は極めて低いと判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
次に、整理番号4、土地の区分は市街化区域であるため、事務局職員において本年6月2日に現地確認を行っております。
当該地は、令和5年度第2回農業委員会総会報告第3号において報告済みのとおり、農地転用届出を受け、受理通知書を発行しており、現在、△△△△株式会社による宅地造成が行われております。
通常、市街化区域内の農地転用案件については、農地転用を受理した後に交付する受理通知書により、非農地への地目変更登記が可能となっております。しかし、今回、所有者が地目変更登記を行おうとしたところ、当該地については受理通知書を交付した4月18日の翌週、4月26日に仮換地指定を受けているため、仮換地指定後の街区番号を併せて記載した非農地証明を法務局から求められたとのことでした。
そのため、すでに農地転用の届出を受理しておりますが、改めて、仮換地指定後の街区番号を併せて記載した現況証明願がありました。
議案書2ページ、整理番号4の北信濃〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の3筆につきましては、4月18日に農地転用届出を受理しております。また、千歳市あずさ西土地区画整理事業施行地区内〇〇〇〇は、仮換地指定後の街区番号であり、現在このような表記がされておりますが、以前に北信濃〇〇〇〇として農地転用届出を受理した部分とほぼ一致しております。よって、願出地の4筆全てが実質的に農地転用届出済みの場所となっております。
調査の結果、願出地は、建設重機による宅地造成が行われており、農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧

地以外として証明書を発行しております。
以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　暫時、休憩します。（16：33）

議　　長　　再開します。（16：38）

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（16：38）
はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第1号について、ご説明申し上げます。
議案書3ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が4件です。
当日配布資料の6ページから11ページに、議案第1号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号3から5の△△△△株式会社は、農地を適正に利用していない場合は契約を解除する旨の条件が付されている等、農地法第3条第3項各号の要件を満たして参入している一般法人であります。
整理番号3から5は、平成24年度、平成29年度に続いて使用収益権を設定する案件となります。
初めに整理番号3は、報告第1号整理番号9で解約のあった土地で、△△△△株式会社が、△△△△さんから農地を賃貸借する案件

です。
　整理番号４は、△△△△株式会社が、△△△△さんから農地を使用貸借する更新の案件です。
　続きまして議案書４ページをお開きください。
　整理番号５は、△△△△株式会社が、△△△△さんから農地を使用貸借する更新の案件です。
　整理番号６は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　続きまして議案書５ページをお開きください。
　整理番号７は、泉郷の△△△△さんが、泉郷の△△△△さんから農地を使用貸借する経営移譲案件です。
　整理番号８は、泉郷の△△△△さんが、泉郷の△△△△さんから農地を使用貸借する経営移譲案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書３ページから５ページのとおりです。
　整理番号３から８までは、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号３から８までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　整理番号５は図面を見ると飛び地となっていますが、大丈夫なのですか。

事　　務　　局　　現在、△△△△さんの裏の所に敷地があるのですが、△△△△株式会社が今使っている所を改めて整理して、農地として使用している所を更新する案件になります。
　△△△△さんの裏は今回の申請部分を含めて農地として一体的に使用しています。

藤　田　委　員　　耕作する上は、支障がないという考えでよろしいでしょうか。

事　　務　　局　　耕作する上で支障がないと伺っております。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

平　沖　委　員　　整理番号 6 なのですが、△△△△さんは家の近くでやっていましたが、△△△△さんはここで○○○○を始めるのですか。

事　　務　　局　　今回申請のあった農地については、デントコーンを植えると伺っております。また農地以外の部分も○○○○さんが購入して使うと聞いております。

平　沖　委　員　　○○○○さんが使っていた、○○○○や○○○○や○○○○がありますがどのようになりますか。

事　　務　　局　　修理して使うと思います。

藤　田　委　員　　ここは○○○○等、全部含めての売買、所有権移転ということですか。

事　　務　　局　　はい。

藤　田　委　員　　○○○○さんが所有していた一式ですね。

事　　務　　局　　はい。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号についてご説明申し上げます。

議案書 6 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

当日配布資料の 12 ページから 13 ページに、議案第 2 号資料として航空写真、地番図、求積図、断面図、工程表を添付しております。

今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件です。

転用を行う土地の所在等は議案書 6 ページのとおりです。

整理番号 1 及び 2 は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部が実施する〇〇川改修工事の内、〇〇川堤防拡幅工事に伴って〇〇自治会の所有地を取得するにあたり、取得予定地の既存農業用水路が拡幅工事の支障となったため、近隣農地に農業用水路を移設する農地転用案件になります。

本申請は国が主体となる事業であり、令和 5 年度中に土地名義の変更や農地転用等の用地処理を完了させることで、令和 6 年度の予算で施工できると伺っております。そのため、工事着工は 1 年以上先の令和 6 年 10 月からを予定しておりますが、全体スケジュールから逆算して、今月、農地転用申請がありました。

農地区分については、現在、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地から農業用施設用地への用途変更手続中であります。

農業用水路の設計・発注は国交省であり、国の入札に係わる機密情報のため、工事費用の概算等について事前提供を受けておりませんが、国が令和 6 年度に予算措置を行う予定となっております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、整理番号 1 及び 2 につきましては、30ａ以下の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　これは、移設ですか。図面の青と黄色の線の部分ですよね。
周りは農地ですが、移設後はどのようになりますか。

事　　務　　局　　今回移設して新しく作るのが、青と緑色のラインになります。
この線から下、〇〇川の間の土地は国が買います。

藤　田　委　員　　用水路だけ、地元で取得するということですね。

平　沖　委　員　　すごい面積ですね。

藤　田　委　員　　上流はどのようになっているのですか。

登　坂　委　員　　上の方は担当が違うので、一切触りません。
橋が架かっている所の下が開発の担当で、上は土建の担当です。
堤防を拡幅するのは橋の下だけなので、上は一切触りません。

遠　藤　委　員　　用水路は繋がりますよね。

藤　田　委　員　　そちらは道の管轄なのですよね。

登　坂　委　員　　そうです。
下だけ高くなって、上はそのままの状態になります。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありましたので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

宮　澤　委　員　　〇〇〇〇から話が来ているのですが、畑の上に送電線が通る場合は何か手続きはあるのですか。農地法等は関係してこないのでしょうか。

事　　務　　局　　関係ないとは思いますが、地役権や地上権が設定されるかもしれません。高圧線の下は分筆して、〇〇〇〇の地上権の設定等をさせてほしいと言ってくるかもしれません。

宮　澤　委　員　　いずれにしても、農業委員会に諮る案件ではないということですね。

事　　務　　局　　はい。鉄塔が建つ場合は別ですが。

宮　澤　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　　務　　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料-1　令和 5 年度農地パトロール事前調査の結果について
資料-2　農作物の生育状況（6 月 15 日現在）
口　頭　委員の体調不良について
口　頭　任期満了委員への花束贈呈

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（17：04　閉会）